

東京都介護支援専門員更新研修希望の皆様へ

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和元年度第2期 東京都介護支援専門員更新研修の受講者の募集について

当財団では、令和元年度第2期東京都介護支援専門員更新研修を実施します。介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）は更新の都度、所定の研修の受講が必要です。更新研修の受講対象となる方で、受講を希望される方は、下記手続きによりお申し込みください。

なお、介護支援専門員として勤務する予定がない方は、研修を受講する必要はありません。専門員証の失効後は、再研修を修了することで、専門員証の交付を受けることができます。

記

1 実施する研修及びカリキュラム

- (1) 更新研修（実務未経験者向け） カリキュラム内容は 6～7 頁
 - (2) 更新研修（実務経験者向け）8 8 時間 カリキュラム内容は 8～1 1 頁
 - (3) 更新研修（実務経験者向け）3 2 時間 カリキュラム内容は 1 0～1 1 頁
- (1)～(3)のどの研修を受講するかは「2 受講対象者と受講研修種別」をご覧ください。

2 受講対象者と受講研修種別

- ・ 東京都に介護支援専門員の登録をしている方が対象です。
- ・ 現在の専門員証の有効期間内に、介護支援専門員としての実務経験（2 頁）があるかないかにより、受講する研修が以下のとおり異なります。（全体像は 1 2 頁フローチャート参照）

(1) 現在、介護支援専門員として従事し、就業後通算 6 か月以上の方。
⇒専門研修課程 Iを受講してください。（※専門研修 II と重複しての受講は出来ません。）
（注）専門員証の更新のために必要な研修は、1 回目の更新と 2 回目以降の更新で条件が異なります。1 2 頁フローチャートも併せてご覧いただき、更新に必要な研修をご確認ください。
・ 受講申込時点で介護支援専門員として従事し、専門研修 II の受講対象となる方は、他団体が実施する専門研修 II を受講してください（2 頁*参照）。

(2) (1)に該当しない方、又は専門研修 I を修了した方で、現在の専門員証の有効期間内に実務経験のある方

- ・ ①②と③で受講する研修が異なります。

- ① 次が 1 回目の更新の方（再研修受講後の更新は「1 回目」の扱いになります）
- ② 次が 2 回目以降の更新で、前回の更新時に更新研修（実務未経験者）を受講した方

①②の方は、ア・イとウで受講する研修が異なります。

ア 現在は介護支援専門員として従事していない方
又はイ 受講申込み時点で、介護支援専門員として従事中だが就業期間が 6 か月未満の方
⇒更新研修（実務経験者向け）8 8 時間を受講してください。

※介護支援専門員として従事中で就業期間が 6 か月以上の方は「専門研修 I」を受講し、その後、従事期間が 3 年未満の方は更新研修（実務経験者向け）3 2 時間を、3 年以上の方は「専門研修 II」を受講してください。

ウ 専門研修 I を修了し、かつ非現任又は介護支援専門員としての就業期間が 3 年未満の現任の方
⇒更新研修（実務経験者向け）3 2 時間を受講してください。

※介護支援専門員として現在従事し、就業期間が 3 年以上の方は、「専門研修 II」を受講してください。

- ③ 前回の更新時に専門研修Ⅱ又は更新研修（実務経験者向け）を受講した方で
ア 現在は介護支援専門員として従事していない方
又はイ 介護支援専門員として現在従事し、就業期間が3年未満の方
⇒**更新研修（実務経験者向け）32時間**を受講してください。

※介護支援専門員として現在従事し、就業期間が3年以上の方は、「専門研修Ⅱ」を受講してください。

(3) 現在の専門員証の有効期間内に実務経験のない方

⇒**更新研修（実務未経験者向け）**を受講してください。

※現在の専門員証の有効期間内に介護支援専門員としての実務経験があるにもかかわらず、更新研修（実務未経験者向け）を受講し、専門員証の更新をした場合、専門員証の取消しとなります。実務経験の有無に応じた適切な研修を受講してください。

*【専門研修Ⅰ・Ⅱの受講対象者及び実施団体】※今年度より実施団体が変更になっております。

《**専門研修Ⅰ**》 現任で就業後6か月以上の方が対象

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8512
<http://www.keamane.tokyo.jp/index.html> 「福祉保健財団」で検索

《**専門研修Ⅱ**》 現任で専門研修Ⅰを修了し、就業後3年以上の方が対象

公益財団法人総合健康推進財団関東支部 電話03-6262-7132
<http://www.soukensui-kikaku.com/main/> 「健推財団関東」で検索

※現在の専門員証の有効期間内に「主任介護支援専門員**更新**研修」を修了した方は、更新研修の受講が免除されます。（「主任介護支援専門員研修」は更新研修の受講は免除されません。）

「介護支援専門員としての実務経験」とは、

次の事業所等で、介護サービス計画の作成を行うことを指します。

- ア 居宅介護支援事業所（ケアプランを作成しない管理者含む）
- イ （介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
- ウ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 / （介護予防）認知症対応型共同生活介護 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 / 看護小規模多機能型居宅介護の事業所
- エ 介護保険施設（介護老人福祉施設 / 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設）
- オ 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所（保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む）
- カ 地域包括支援センター（保健師、社会福祉士の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も可）
- キ 介護医療院

※ショートステイの計画のみの作成は介護支援専門員としての実務経験にはなりません。

3 受講申込の手順

(1) 受講コース等の選択

- ① 通信コースか通学コースを選択する。p.3「(4)通信コースと通学コースの選択」参照
- ② 受講コース（研修日程）を選択する。別紙1「日程」参照
- ③ 実務経験者は、事例選択をする。p.3「(5)実務経験者向けの事例選択」参照

(2) 受講申込書

- ア 更新研修（実務**未**経験者向け）別紙2-1「受講申込書」
- イ 更新研修（実務経験者向け）別紙2-2「受講申込書」（88時間・32時間共通）

(3) 送付方法

受講申込書に記入の上、**簡易書留**で下記送付先まで郵送してください。

- ① 記入した受講申込書はコピーをし、控えとして保管してください。
- ② 東京都以外で専門研修Ⅰを修了した方は、当該研修の修了証明書の写しを添付してください。
- ③ 送付先

〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階
(公財) 東京都福祉保健財団 人材養成部介護人材養成室 ケアマネ更新研修申込係

- ④ 受講申込書の提出期限
令和元年6月20日(木曜日)まで ※当日消印有効です。

(4) 通信コースと通学コースの選択

通信コース	テキスト等とともにお渡しするDVD教材を、自宅等で視聴し、受講していただきます。また個人学習シートを指定日の朝の受付時に提出いただきます。
通学コース	自宅等でDVDを視聴する環境がない方向けのコースです。研修会場で他の受講生と一緒にDVDを視聴し受講します。通学コースでは、DVD教材をお渡しいたしません。

※受講決定後に「通信」と「通学」のコースを変更することはできません。

講義科目の一部においては、全受講者がDVDの視聴による受講科目があります。いずれのコースも講義の中で講師が出題する課題に対して、個人学習シートを作成し提出いただきます。

(5) 実務経験者向けの事例選択

更新研修 8 8 時間は以下のア・イの 2 事例、更新研修 3 2 時間はイの 1 事例を業務で担当する事例から選定し、指定のアセスメント表等の提出書類を作成してグループで発表をします。

介護支援専門員として従事していない方は、財団指定の事例について書類を作成します。

ア 更新研修 8 8 時間（専門研修Ⅰ相当）の 1 日目・2 日目

担当事例から任意に 1 事例を選定して提出書類を作成いただきます。

イ 更新研修 8 8 時間・3 2 時間（専門研修Ⅱ相当）

次の 7 事例のうち 1 事例を提出していただきます。受講申込書にはご自身で担当していた経験がなく、事例の提出ができないものを記入していただきます。

提出していただく事例は、受講決定通知でお知らせします。

・演習で使用する 7 事例

- ① リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- ② 看護サービスの活用に関する事例
- ③ 認知症に関する事例
- ④ 医療との連携に関する事例
- ⑤ 家族への支援の視点が必要な事例
- ⑥ 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
- ⑦ 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

ウ ア及びイの提出書類

- 基本情報シート
 - リ・アセスメント支援シート
 - ケアプラン
 - 演習シート
- } p. 13～18 参照

- (6) 住所・氏名に変更がある場合
住所・氏名の変更がある場合は、当財団に変更届を提出してください。
届出様式と必要な書類については、当財団のホームページに掲載しております。

東京都福祉保健財団ホーム>介護支援専門員のご案内>Ⅲ. 介護支援専門員の登録関連

4 受講決定

- (1) 受講決定通知の送付
受講決定通知発送日：令和元年7月17日（水曜日）
申込書記載のご住所に受講決定通知書を郵送します。
※令和元年7月22日（月曜日）になっても届かない場合は、ご連絡ください。
- (2) 受講決定上の留意点
ア 第1希望のコースが定員に達した場合は、順次第2希望・第3希望のコースに割り振りさせていただきます。ただし、定員の都合により、希望コース以外での受講決定となる場合がありますので、ご理解ください。
イ 募集の結果、コースの受講希望者が僅少となる場合は、当該コースを実施しないことがあります。
ウ 募集定員を超えて受講申込があったときは、介護支援専門員資格有効期間満了日が近い方を優先し、受講決定していきます。よって、次期研修の受講であっても更新に支障がない場合は、次回に実施する研修での受講をお願いすることがありますので、予めご了承ください。その場合は個別にご連絡させていただきます。

5 受講料及びテキスト送付

- (1) 受講料
ア 更新研修（実務未経験者向け） 54時間 28,500円
イ 更新研修（実務経験者向け） 88時間 58,300円
ウ 更新研修（実務経験者向け） 32時間 23,800円
受講決定通知に同封する払込用紙で、払込期日までにお支払いください。
※払込期日は到着から1週間から10日程度と短くなっておりますので、ご注意ください。
- (2) テキストの送付
受講料の払込確認後、研修テキスト等をご自宅に宅配便で送付します。
郵便局に転送届を提出していても、研修テキスト等は転送されません。
転居の予定がある方は、必ず、当財団までご連絡ください。

6 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営、名簿管理及び専門員証の交付業務以外の目的に利用することはありません。

7 受講地の変更

研修の受講地は原則、登録地となっています。他道府県に登録しており、都内事業所等で勤務している方が東京都で研修を受講する場合は、あらかじめ「受講地変更」又は「登録移転（転入）」の手続きが必要です。「受講地変更」及び「登録移転（転入）」は、東京都と登録地道府県での手続きがあり、時間を要します。該当する方は、早めに手続きをしてください。

「受講地変更」又は「登録移転（転入）」の手続きについては、以下の問合せ先に問合せ願います。

【受講地変更及び登録移転の問合せ先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当
電話 03-5320-4279（直通）

8 介護支援専門員更新研修に関する問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部介護人材養成室 ケアマネ担当
電話 03-3344-8512 FAX 03-3344-8592

東京都介護支援専門員更新研修カリキュラム(実務未経験者)

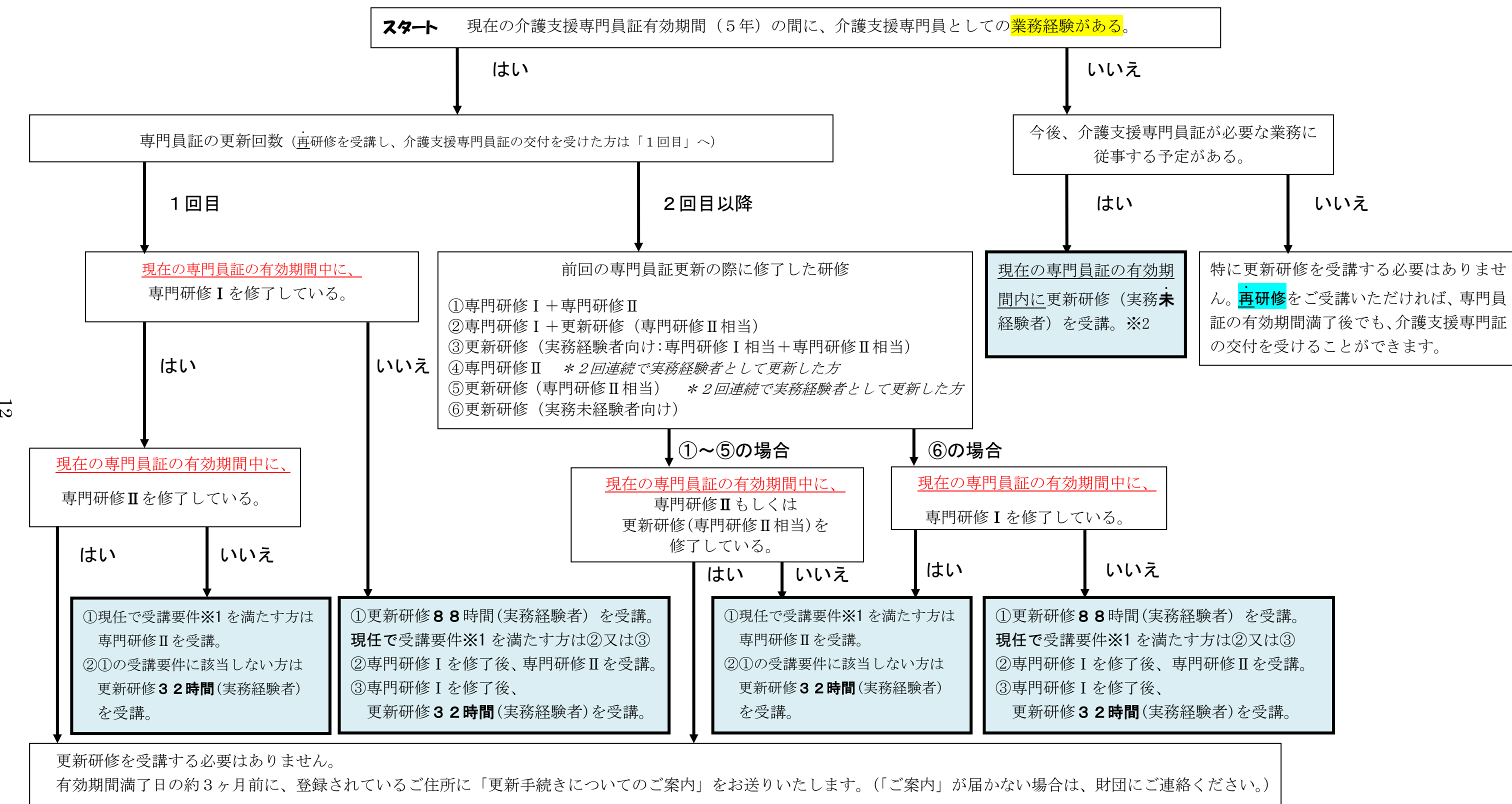
科目	内容	時間数
○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険制度における利用者の尊厳の保持、自立支援に資するケアマネジメントの役割、ケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる機能や役割に関する講義を行う。 ・介護保険制度の現状と地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方、構築に向けた取組状況に関する講義を行う。 ・介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）、居宅サービス計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕組みと一連の関係性についての講義を行う。 	講義 3 時間
○自立支援のためのケアマネジメントの基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの成り立ちや機能について理解するとともに、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、介護支援専門員としての責務及び業務を理解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援のためのケアマネジメントを実践する上で必要な視点を理解する。 ・インフォーマルサービスも活用したケアマネジメントを理解する。 ・利用者を支援する上で、家族を取り巻く環境に留意し、家族に対する支援の重要性や目的を理解する。 ・介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントにおいても、基本的な考え方やプロセスは同様であることから、これらも含めた形での講義を行う。 	講義及び演習 6 時間
○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 ・人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合うことの重要性を理解するための講義を行う。 	講義 2 時間
○介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の支援に際し、チームアプローチの意義を理解するとともに、介護支援専門員には、ケアのマネジメントだけでなく、チームのマネジメントも求められることを認識するための講義を行う。 ・チームアプローチに際し、チームを組成する各職種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける介護支援専門員の役割を理解し、チーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を修得する。 	講義及び演習 2 時間
○地域包括ケアシステム及び社会資源	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築が求められる背景及び地域包括ケアシステムが目指す姿についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムを構築していく中で介護支援専門員に求められる役割（自立支援に資するケアマネジメント、インフォーマルサービスを含めた社会資源の活用、多職種や地域包括支援センター等との連携、不足している地域資源の提案等）に関する講義を行う。 ・地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントを行う上で、必要な保健・医療・福祉サービスに関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を把握する事が大切であることから介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性や内容に関する講義を行う。 ・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地域ケア会議などの概要について理解するとともに、関連する機関やボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築についての講義を行う。 	講義 3 時間
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携に当たって早い段階から連携の重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や状態の改善可能性に係る意見等を把握しておく必要があることから、医療機関や医療職からの情報収集の方法等についての講義を行う。 ・医療との連携に当たっての留意点を理解するとともに、介護支援専門員から医療機関や医療職への情報提供の方法及び内容（生活状況、サービスの利用状況等）に関する講義を行う。 ・地域における、在宅医療・介護の連携を推進する役割を担っている機関の概要に関する講義を行う。 ・多職種協働の意義を理解するとともに、多職種間で情報を共有することの重要性を理解し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上での利用者やその家族の同意の必要性についての講義を行う。 	講義 3 時間
○ケアマネジメントに係る法令等の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に關しその位置付けや業務との関連を俯瞰する講義を行う。（特に、介護支援専門員及びケアマネジメントに関する部分の規定について、業務と関連づけて理解する。） ・事業所の指定取消や介護支援専門員の登録削除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメントを実践する上での法令遵守（コンプライアンス）の重要性を認識する為の講義を行う。 ・介護報酬に係る関係告示や通知等の概要についての講義を行う。 	講義 2 時間
○ケアマネジメントの展開 ・基礎理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の関係性の重要性に関する講義を行う。 ・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等への具体的な展開方法など、支援に当たってのポイントを理解する。 ・高齢者本人が望む生活の実現のための意思決定の支援方法について修得する。 ・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネジメントを学ぶことの有効性について理解する。 	講義及び演習 3 時間
・脳血管疾患に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関係性についての講義を行う。 ・脳血管疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題についての講義を行う。 ・脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等、それらを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点、モニタリングでの視点を理解する。 	講義及び演習 5 時間

東京都介護支援専門員更新研修カリキュラム(実務未経験者)

科目	内容	時間数
・認知症に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、改善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効性、留意点及び副作用について理解する。 ・認知症における療養上の留意点、倫理的な対応及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・認知症の事例におけるアセスメントや課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 ・独居で認知症の要介護者等に対するアプローチの視点や方法を理解する。 ・認知症の要介護者と同居している家族に対する支援や地域への配慮と協働の視点を持ったケアマネジメントの具体的な方法を修得する。 ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）に対するアプローチの視点及びケアの手法を理解する。 	講義及び演習 5 時間
・筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> ・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防・改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防・改善方法に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の留意点や起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用方法等についての講義を行う。 ・リハビリテーション、福祉用具などを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 	講義及び演習 5 時間
・内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の原因や症状、症状の進行、生活障害の程度と身体機能の関係についての講義を行う。 ・疾患相互の影響、高齢者の生理（生活上の留意点）との関係、療養上の留意点及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する方に対するアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点を理解する。 ・各疾患・症候群における生活習慣を改善するためのアプローチの方法（本人の動機付け、家族の理解の促進等）を修得する。 	講義及び演習 5 時間
・看取りに関する事例	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りのケースについて支援を行う際における介護支援専門員の役割や適切な姿勢についての講義を行う。 ・看取りに関連する各種サービス等の活用方法や、医療職をはじめとする多職種との連携・協働を効果的に行うためのポイントを理解する。 ・看取りに向けた利用者及びその家族との段階的な関わりの変化（生活動作の負担や痛みの軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時の基本的な対応等）を認識する。 ・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を行う際の起こりやすい課題を理解し、アセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 	講義及び演習 5 時間
○アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの研修の中で修得した知識・技術を確認するため、事例に即したアセスメント、ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及びモニタリングを一貫して行うことにより、ケアマネジメントプロセスの理解を深めるとともに、理解が不足しているものがないか自己評価を行う。 ・作成した居宅サービス計画等を原案として、サービス担当者会議の演習を行う。 	講義及び演習 5 時間

介護支援専門員証は更新の都度、所定の研修を受講する必要があります

介護支援専門員証 更新のための研修フローチャート



12

※1 専門研修の受講要件（受講申込時点で介護支援専門員の業務に従事し専門研修の受講要件を満たす方は、専門研修を受講していただきます。）

【専門研修Ⅰ】現任で就業後6か月以上の方（実施団体 公益財団法人東京都福祉保健財団 <http://www.keamane.tokyo.jp/index.html>）

【専門研修Ⅱ】現任で専門研修Ⅰを修了し、就業後3年以上の方（実施団体 公益財団法人総合健康推進財団 <http://www.soukensui-kikaku.com/main/>）

平成31年4月以降の実施団体となります。

※2 現在の専門員証の有効期間内に実務経験があるにも関わらず、更新研修（実務未経験者向け）を受講し、専門員証の更新をした場合、専門員証の交付は取消しとなります。実務経験の有無に応じた適切な研修を受講してください。

※3 「主任介護支援専門員更新研修」を修了した方は、介護支援専門員更新研修が免除されます。